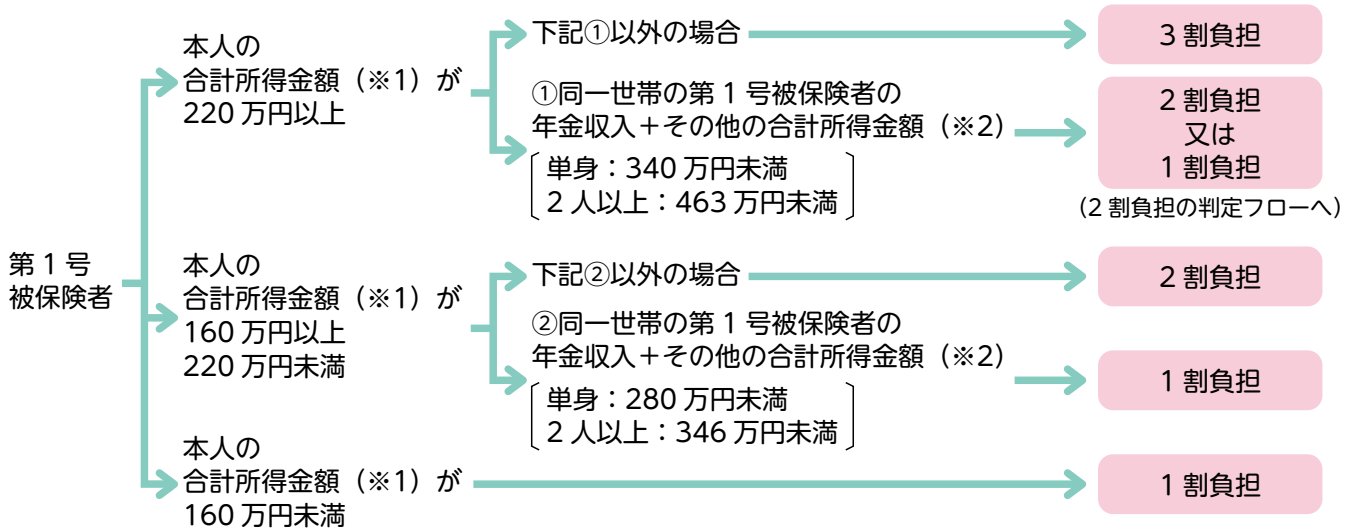


## 介護サービスの利用者負担

- 介護サービスを利用する場合は、所得等に応じてサービスにかかる費用の9割～7割が介護保険から支給され、残りの1割～3割を利用者が負担します（下図参照）。ただし、居宅介護支援、介護予防支援については、利用者負担はありません。



※1：合計所得金額については、8ページ※2(1)(2)参照。

※2：その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金収入に係る所得（公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額）を控除した額。

※3：第2号被保険者、住民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担。

## 在宅で受けるサービスの支給限度基準額

- 在宅で受けるサービスについては、要介護度ごとに、介護保険で利用できるサービス費用の上限（支給限度基準額）が定められています（右表参照）。

注：実際の上限（支給限度基準額）は単位数で決められています。1単位あたりの単価は地域やサービスによって異なりますが、右表では目安として、1単位10円として計算しています。

- 上限を超えてサービスを利用する場合は、上限を超える分の全額が利用者負担となります。

要介護度	保険で利用できるサービス費用の上限（1か月あたり・目安）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

